

IGL デイサービスあさひが丘 利用約款

(自由契約)

(約款の目的)

第1条 IGL デイサービスあさひが丘 (以下「当事業所」という。) は、サービス利用後に、要介護状態と認定された利用者または自立と認定された利用者 (以下単に「利用者」という。) に対し、介護保険外の自由契約としてサービスを提供し、一方、利用者及び利用者の保証をする者 (以下「保証人」) は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(約款の適用及び適用期間)

第2条 本約款は、要支援状態と認定された場合は、当初の介護予防通所介護サービスの利用約款によるサービス利用同意書が適用されます。

要支援状態と認定されなかった場合は、介護保険外の自由契約として、当約款が1ヶ月 (最長でも2ヶ月) 間適用されます。但し、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

(利用料金)

第3条 利用者及び保証人は、当事業所に対し、本約款に基づく自由契約のサービスの対価として、利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当事業所は、利用者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し送付します。利用者及び保証人は、当事業所に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。なお、支払いの方法は、原則、金融機関口座自動払込みとし、別途話し合いの上、双方合意した方法により行います。

3 当事業所は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は保証人の指定する送付先に対して領収書を送付します。

(記録)

第4条 当事業所は、利用者のサービスの提供に関する記録を作成し、その記録完結から2年間又は5年間保管します。

2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、保証人その他の者 (利用者の代理人を含みます。) に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置)

第5条 当事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- ① 人権擁護・虐待防止責任者には、管理者を充てる。
- ② 組織運営の健全化
 - ・介護の理念、事業所の運営方針を明確化し、従業者間で共有する。
 - ・個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割を明確化する。
 - ・サービスの自己評価を実施し、利用者等、家族等との情報共有を図る。
- ③ 従業者の負担やストレスへの対応
 - ・作業手順の見直し、柔軟な人員配置を行う。
 - ・従業者のストレスの把握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制の整備を行う。
- ④ チームアプローチ、従業者間の連携
 - ・個別のケースに対応する関係従業者の役割を明確化する。
 - ・情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- ⑤ 職業倫理、法令遵守の意識の啓発
 - ・提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証する。
 - ・目標とする介護の理念を従業者間で共有する。
- ⑥ ケアの質の向上
 - ・アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討する。
 - ・アセスメントの活用方法について具体的、実践的な技術を習得する。
 - ・認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得のための研修の実施、研修の機会を確保する。
- ⑦ 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。

⑧ 虐待が疑われる事例を発見した場合は、市町村等関係機関へ報告する。

(虐待防止に関する事項)

第6条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待防止のための定期的な研修を実施します。
- ④ ①～③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者を充てます。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(身体の拘束等)

第7条 当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行いません。

- 2 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者又は利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の内容、目的及び身体的拘束等を行う時間帯、期間等を文書で説明を行い、同意を得ます。
- 3 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者及び関係職員等により検討会議を開催し、「緊急やむを得ない」要件を満たしているか、厳密に検討します。また身体的拘束等に関する経過観察記録を整備します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ④ 生命・身体保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当事業所は、利用者に対し、医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービスを実施中、利用者に転倒、転落、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は、次のとおり対応します。

- ① 必要に応じて主治医に連絡し、その指示に従う
- ② 家族等へ事故の内容、状況を報告する
- ③ 利用者に係る地域包括支援センターまたは、居宅介護支援事業所等に連絡する
- ④ 必要に応じて警察へ連絡する
- ⑤ 状況を事故発生連絡票に記入し、保険者及び広島市に連絡する
- ⑥ 事故発生の原因を解明し、再発防止策を講じる
- ⑦ サービスの提供に起因する事故の場合は、速やかに損害賠償する

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び保証人は、当事業所の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、担当相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び保証人は、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、利用者又は保証人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

利用約款第1条から第13条に関し、本書2通を作成し、事業者、契約者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住 所 広島市安佐北区あさひが丘三丁目18番-13-7
事業者名 社会福祉法人 IGL 学園福祉会
IGL デイサービスあさひが丘

代表者氏名 管理者 横道 栄美子 印

契約者（利用者）
住 所
氏 名 印

保証人 住 所
氏 名 印

代筆者 氏 名
利用者との関係（ ）
代筆理由
（ 利用約款保有者： 利用者 保証人 ）

IGL デイサービスあさひが丘のご案内

(令和6年4月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 IGL デイサービスあさひが丘
- ・開設年月日 平成21年12月1日
- ・所在地 広島県広島市安佐北区あさひが丘三丁目18番13-7
- ・電話番号 082-810-4788
- ・ファックス番号 082-810-4766
- ・管理者名 横道 栄美子
- ・定員 月曜日～金曜日 18名
土曜日 15名
- ・介護保険指定番号 3470106356
- ・通常の送迎の実施地域 広島市安佐北区の一部
あさひが丘、安佐町(後山、筒瀬、宮野、久地、飯室、鈴張、毛木、くすのき台、小河内)、可部町(勝木、今井田、大毛寺) 亀山、亀山南、亀山西
広島市安佐南区の一部
相田、安東、上安、高取、長楽寺、伴東、伴中央、伴北、大塚西

・営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休業日	日曜日・12月30日～1月3日
営業時間	月～土 8時15分～17時15分
サービス提供時間	1単位 : 月～金 8時45分～12時15分 2単位 : 月～金 13時15分～16時45分 3単位 : 土 8時45分～12時15分 4単位 : 土 13時15分～16時45分

(2) 事業所の職員体制

<主な職員の配置状況>

	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1(兼)		併設施設と共に当該事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います
生活相談員	2(兼)	1(兼)	利用者並びに家族との相談業務にあたり、利用者に良質の介護が提供できるように介護職員等を指導し、また関連の地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所や各関係機関との綿密な連携をとります
看護職員		4(兼)	利用者の健康を管理し、異常の早期発見、利用者の介護予防通所介護計画に基づく看護、口腔機能向上計画に基づく口腔ケアを行います
介護職員		7(兼)	利用者の介護全般にかかわり、自立支援に相応しい介護を提供します
機能訓練指導員		4(兼)	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために個別機能訓練を行います

【兼務内訳】 管理者1名(常勤・生活相談員兼務)、生活相談員3名(常勤2名・管理者兼務、非常勤1名・生活相談員兼務) 介護職員7名(常勤兼務1名、非常勤・生活相談員兼務1名、非常勤専従5名)
機能訓練指導員5名(非常勤専従1名、非常勤兼務4名)

- (3) 通所定員 月曜日～金曜日 18名
土曜日 15名

2. サービス内容

① 介護予防通所介護計画の立案

- ② 送迎：ご希望により、片道・往復の送迎を行います。
- ③ 健康チェック
- ④ 機能訓練：機能訓練指導員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が協働して、利用者毎にその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、利用者の理解と同意のもと、計画的に機能訓練を行い、効果、実施方法等の評価をします。日常動作訓練とともに、「筋力」「バランス」「柔軟性」に重点をおいた訓練を行います。
- ⑤ その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

➤ 協力医療機関

医療機関の名称	クリニックアルペンローゼ
所在地	広島市安佐南区上安六丁目31番1号
診療科	内科・リハビリテーション科

➤ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	歯科クリニックエーデルワイス
所在地	広島市安佐北区あさひが丘三丁目18番13-7-101

◇緊急時の連絡先：緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 事業所利用に当たっての留意事項及び禁止事項

- 送迎中の途中下車はご遠慮いただきます。
- 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益の為に他人の自由を侵してはいけません。
- 指定した場所以外で火気を用い、寝具の上で喫煙してはいけません。
- 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔し又は楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼすことをしてはいけません。
- 故意に事業所若しくは物品に損害を与えまたはこれらを事業所外に持ち出すことをしてはいけません。
- 金品のお持ち込みはご遠慮ください。やむを得ず、お持ち込みされる場合は、事業所利用時に相談員へお申し出ください。お申し出のない場合の紛失につきましては、当事業所は責任を負いません。
- 金銭または物品によって賭け事をしてはいけません。
- 事業所内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害してはいけません。
- 当事業所では、多くの方に安心して生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- 無断で備品の位置、又は形状を変えてはいけません。
- ペットの持ち込みは、禁止します。

5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者又は、生活相談員を充てます。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検（スプリンクラー、消火器、消火栓）は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。

(6) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。

- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
- ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
- ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

6. 業務継続計画の策定等

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 当施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

7. 要望及び苦情等の相談

当事業所には相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、担当生活相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、フロント前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

当事業所における苦情の受付（別紙「苦情解決に向けて」参照）

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 閑田 裕之
- 苦情解決責任者 管理者 横道 栄美子
- 苦情受付電話番号 **082-810-4788**
- 受付時間 毎週 月曜日～土曜日 9:00～17:00

・行政機関その他苦情受付機関

広島市・安佐北区役所 厚生部 健康長寿課介護保険係	所在地 広島市安佐北区可部三丁目19-22 電話番号 (082)819-0621 ・FAX (082)819-0602 受付時間 8:30 ~ 17:15
広島市・安佐南区役所 厚生部 健康長寿課介護保険係	所在地 広島市安佐南区中須一丁目38-13 電話番号 (082)831-4943 ・FAX (082)870-2255 受付時間 8:30 ~ 17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19-49 国保会館 電話番号 (082)554-0783 ・FAX (082)511-9126 受付時間 8:30 ~ 17:15
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 (082)254-3419 ・FAX (082)256-2228 受付時間 8:30 ~ 17:00

8. その他

当事業所についての詳細は、ホームページ（<http://www.igl.or.jp/>）や掲示板・パンフレットで確認いただけます。

<別紙2>

自由契約サービス 料金について

(令和6年4月1日現在)

(1) 利用料金について

- | | | |
|-----------|----|--------------------|
| ① 個別指導代金 | 1回 | 500円 |
| ② マシン利用代金 | 1日 | 500円 |
| ③ クラブ活動費 | 1日 | 実費 |
| ④ 昼食代 | 1日 | 400円 |
| ⑤ 送迎代 | 片道 | 50円(送迎サービスを利用された方) |

その他の徴収項目及び金額につきましては、別紙、【IGLデイサービスあさひが丘 利用料金表】 その他の料金 をご参照ください。

(2) 支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、原則、金融機関口座自動払込みでお願い致します。

(銀行振込をご希望の場合は、別途ご相談ください。)

■金融機関口座からの自動払込み(払込日は翌月26日 ※土日祝日の場合はその翌日)

ご利用できる金融機関：ゆうちょ銀行・広島県下各銀行・広島県下信用金庫・農協
(相談要) 請求書記載の指定口座への振込み

個人情報利用目的

(令和6年4月1日現在)

当事業所では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護・福祉・医療サービスの提供に必要な利用目的】

〔当事業所内部での利用目的〕

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護・福祉・医療サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護・福祉・医療サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - － 契約、契約解除
 - － 会計・経理
 - － 事故等の報告
 - － 当該利用者の介護・福祉・医療サービスの向上

〔他の事業所等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護・福祉・医療サービスのうち
 - － 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅支援介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - － 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - － 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - － 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - － 審査支払機関へのレセプトの提出
 - － 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
 - － 行事や催し物の際に撮影した写真の当事業所での掲示
 - － 誕生日や敬老会での氏名・生年月日の掲示
 - － 身元確認後の電話での問合せ
 - － 介護・福祉・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - － 当事業所において行われる学生の実習への協力
 - － 当事業所において行われる事例研究

〔他の事業所等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
 - － 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

サービス利用同意書

サービス提供に伴う利用者負担にかかる同意書

令和 年 月 日

I GL デイサービスあさひが丘
管理者 横道 栄美子 殿

(利用者) 住 所
氏 名 印

(保証人) 住 所
氏 名 印
利用者との関係 ()

(代筆者) 氏 名
利用者との関係 ()
代筆理由

I GL デイサービスあさひが丘の自由契約サービスを利用するにあたり、I GL デイサービスあさひが丘利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者 (印) による説明を受けました。その内容を十分に理解した上で同意します。なお、当サービスを利用した場合に、これらの対価として事業所の定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを保証人と共に誓約します。

記

1. I GL デイサービスあさひが丘の諸規程を守り、職員の指示に従います。
2. 利用料等の費用の支払いについては、I GL デイサービスあさひが丘に対し一切迷惑をかけません。

以上

【本約款第3条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第8条2項緊急時及び第9条事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	